

もだま通信 No. 70

2024年 10月

『成年後見制度改革に思う事』



もだま理事 崎山 美智子
(滋賀県手をつなぐ育成会理事長)

本年元旦に発生した「令和 6 年能登半島地震」に加え 9 月 21 日に能登半島を襲った記録的豪雨によりお亡くなりになった方々へ、心より哀悼の意を表します。また、被害を受けられた皆さんには、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、2024 年 2 月 15 日法務大臣は、成年後見制度を改めるため案を出して欲しいと審議会に求めました。今の制度では、後見が決ると、ほとんど本人は自分では取引などが出来なくなってしまいます。また、いったん始まった後見はずっと続く仕組みになっている事も検討していくべき事柄です。

以前から今の成年後見制度は、使いづらいと言われ改正を求める動きがありました。保護者の立場として目指す所は、「障害があっても幸せな人生を全うしてほしい」ということです。真っ先にお願いしたい事は、「財産管理だけでなく身上保護をしてほしい」直接の介助・介護を希望するものではありませんが、本人に会いに来て話を聴いて頂く事で、本人の意思決定を尊重し後押しできる、そのような仕組みであってほしいと願います。

また「できるだけお金がかからないような報酬の仕組みを考えてほしい」本人の収入に応じた報酬であってほしい。「必要なときだけ」いわゆるピンポイント利用で費用を抑えることも考えてほしい。知的障がい者は高齢者と違い時間的にも長い期間この制度を利用しなければなりません。財産や貯蓄が潤沢にある本人は少なく、どうしても報酬の問題が付いて回ります。制度改革には、民法等法律の変更まで係ることになりますので、まだまだ時間がかかるでしょう。でも今、進めて頂かないと地域社会福祉そのものが後退するに等しいと思います。

成年後見制度に対する国への要望書のような書きぶりになってしましましたが、審議会の委員でもない私たちが出来ることは、活動して行かなければならないことは何でしょう？制度の変わり目での勉強会や研修会へ参加して制度を知り、その上で新しい制度になった時には、制度を知り課題を整理して、個別ケース・地域ネットワーク・自治体等に働きかけ、制度の周知と整理した課題の検討を進めていきたいと思います。

≪研修報告≫



去る9/11に、草津市基幹相談支援センター主催の「障害者虐待防止研修」に参加しました。その中で印象に残ったのは、「権利擁護と意思決定支援から虐待防止を考える」というものでした。支援者はその支援において、虐待かそうではないかをはっきり線引きをすることは難しく、またできるものではなく、ともすればご本人との間に不適切支援というグレーゾーンがあるということでした。ご本人を中心に意思決定支援を行うことが不適切な支援を防ぐことになり、結果として虐待防止につながるということでした。

意思決定支援では、本人の代わりに決定する代行決定による支援活動が行われてきましたが、現在はどのような人でも意思決定ができる力があるということを前提にした支援付意思決定というが主流となっています。しかし、あらゆる方法を尽くしてもできない場合のみ、最終手段として代理代行決定を行うという事になりますが、あらゆる方法とは具体的にどの様な事なのか、そして代行決定の範囲は、など課題は残ります。100名を超える参加者でのグループワークでは、支援者は、常に自身の対応に自問し、独りよがりにならずチームで支援し、多職種との連携は大切という事を再認識しました。



≪後見活動日誌≫



男性72歳、在宅独居、人工透析、収入は年金と生活保護受給。

今年の6月中旬から担当しましたが、8月半ばに脳出血で亡くなられました。たばこが好きで、でもお金がないので銘柄を段々と変え、自宅の飼い猫1匹と、10匹近い野良猫の餌代を、自分の食事よりも気にされていました。お小遣を自身で管理されていたので、今までの生活費の出費額を項目ごとにグラフにして見てもらい季節ごとの光熱費や食費を含め、これからやり繕りを一緒に考える事を話していましたが、通院による透析が困難となり入院となりました。今回の入院では猫の事は心配されていましたが、前回の入院の時のように荒れることも少なく落ち着いた様子で過ごされました。（ご心配の猫は窓の隙間から自由に行き来して、餌を食べている様子を伝えました）

病院の相談員さんからも、清潔なベッドの中で食事や病気、猫の事からも解放され落ち着いておられる。負担感がなくなったのではないかとの話でした。退院が決まり、また不衛生な環境に戻ることに懸念があり、親族の協力をいただき最低限での家の改修をするその期間、他の医療機関に転院することになり8月初旬に転院。転院当日自分の家の方向はどっちか、ここは遠いとかおっしゃって、気力はだいぶ落ちていると感じていました。綺麗になった家に戻ってまた生活していただけるとの思いでいましたが、その2週間後の深夜亡くなられました。遺骨は相続人ではない親族さんが引き取ってくださいり、空き家になった家も親族さん任せとなりました。

関わっていた期間は短かったですが、本人の思いをもう少し聞けたのではと思っています。

「地域で暮らす」を支援する事



草津市高穂地域包括支援センター 管理者 井上 直美

「地域包括ケアシステム」という用語が初めて使われたのは、2005年（平成17年）の介護保険法改正の時でした。1980年代に広島県の公立病院が「寝たきりゼロ」を目標に掲げ、医療・行政が連携し実践的な施策を推進した取り組みが始まりとされています。

この用語は、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう地域内で助け合い、支え合っていくためのしくみのことです。当センターの学区内では、「〇〇学区の医療福祉を考える会議」という名称で、地域・医療・福祉・介護関係者・行政が、地域の課題を共有し、協議を重ね、それぞれの活動に繋げています。この会議からの地域活動の一つとして、いくつになっても、どんな状況でも、安心して幸せに暮らし続けられるまちを目指すために必要なもの（こと）として、『孤立が一番危険！「居場所」がとても大事！』ということで、居場所を可視化したマップ作成や、まちづくりセンター内に誰もが集える交流サロンを設置し、「お互い様のまちづくり」を合言葉に取り組んでおられます。

当センターでは、「認知症になると何も出来なくなるんでしょう」という誤解を解くために、認知症について正しい知識の啓発、必要な機関、適切なサービスへ繋ぐ役割を担っています。また、認知症の人は、「覚える」「わかる」が苦手になっている事が多いので、生活にさまざまな支障が起こってきます。そのことからご本人、ご家族間に疲労やいさかいになることがあります。生活の中で起こる支障を、皆で少しずつサポート出来るよう、認知症があっても、自分らしく生活できる学区、地域になることを目指しています。

介護保険制度の開始当初は、本人がせっかく地域で構築してきた互助の関係を、支援者がサービスの導入によって断ち切ってしまったり、引き離してしまったことがあります。私たち支援者がその方が住んでおられる地域を知る事、その方の地域でのネットワークを知ろうとすることが必要だと考えます。

しかし、ネットワークがあるから、出来たからといって、誰もが地域で生活していくことが出来るということではなく、地域の資源と、何かの支援が必要となった時は、支援者への相談と、制度活用の両軸が必要だと考えます。支援者は、地域の方に地域資源を教えてもらい、個々の支援に活かす事や、地域の方が困った時には気軽に相談できる関係性を築き、参加者間の顔の見える関係づくりを通して、ネットワークを長く、広く続けていくことが、地域包括ケアシステムの構築につながると思っています。

来年は団塊の世代が75歳になり、後期高齢者が人口全体の18%を占める2025年問題が、次はさらに高齢化が進む2040年問題の日本ですが、10年後、20年後も、皆さんのが住みやすく大好きな学区、地域になるように今出来ることを続けていきたいと思っています。





2024年度 出張相談会のご案内 後半



<栗東会場>

日時：R6年12月2日(月)
13:30～16:00
会場：栗東市役所 2階
第2会議室

<守山会場>

日時：R7年1月17日(金)
13:30～16:00
会場：守山市役所 2階
防災会議室

今年度の相談会は残すところ2回となりました。

お住まいの場所に関係なく、お気軽にご相談ください。（予約不要です）



高齢者・障がい者なんでも相談会のご案内

開催日時：2024年11月16日(土) 13:30～16:30

会場：栗東市役所
(栗東市安養寺一丁目13番33号)

対象者：湖南4市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）にお住まいの方
※湖南4市からの受託事業「成年後見制度利用促進事業」の一環として
開催します。

※高齢者の方や障害のある方、そのご家族、福祉現場等で支援している方々が抱えておられる悩み、心配事、不安を何でもご相談ください。

※その場で解決できない相談は、適切な機関をご紹介します。

※弁護士・司法書士・社会福祉士・社会保険労務士などの専門職がご相談をお受けします。

もだまは、世界最大級のマメ科の植物です。

種子が海流に乗って移動することで分布を広げていきます。

私たちもこの地域にしっかりと根を下ろし、身近な存在として成長してきたいと活動しています。



「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。

個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちいたしております。



●正会員年会費●

個人 1口	3,000円
団体 1口	10,000円

●賛助会員会費●

個人 1口	2,000円
団体 1口	5,000円

※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡をお願いします。

TEL: 077-598-0246 FAX: 077-598-0888 E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp